

「第 90 回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2020」
展示ブース装飾業務提案書作成要領

1. 業務名称

「第 90 回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2020」展示ブース装飾業務

2. 業務履行期間

契約日～令和 2 年 11 月 30 日（月）

3. 担当課

〒591-8025 堺市北区長曾根町 183-5

公益財団法人堺市産業振興センター

販路開拓課 担当 中

TEL：072-255-1223 FAX：072-255-5200

e-mail：hanro@sakai-ipc.jp

4. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。

(2) 「第 90 回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2020」展示ブース装飾業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(3) 「第 90 回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2020」展示ブース装飾業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

5. 日程

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和 2 年 7 月 15 日（水） |
| (2) 参加資格確認申請書等提出締切 | 令和 2 年 7 月 28 日（火） |
| (3) 質疑締切日 | 令和 2 年 7 月 28 日（火） |
| (4) 質疑回答日 | 令和 2 年 7 月 31 日（金） |
| (5) プロポーザル参加資格確認結果通知日 | 令和 2 年 7 月 31 日（金） |
| (6) 企画提案書等提出締切日 | 令和 2 年 8 月 7 日（金） |
| (7) 企画提案書等についての質疑 | 令和 2 年 8 月 17 日（月）[予定] |
| (8) 質疑回答締切日 | 令和 2 年 8 月 19 日（水）[予定] |
| (9) 審査結果(採否)通知日 | 令和 2 年 8 月 21 日（金）[予定] |
- 優先交渉権者決定

※ 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※ プレゼンテーションは実施せず、書面での質疑応答を実施する。

※ 審査結果通知後、出展事業者との打合せを実施すること。

※ 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

6. 応募書類の配付

令和 2 年 7 月 15 日（水）から令和 2 年 7 月 28 日（火）午後 5 時まで、堺市産業振興センターホームページからダウンロードする。

堺市産業振興センターホームページ：<https://www.sakai-ipc.jp>

7. 提出書類

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

① 提出書類

(a) プロポーザル参加資格確認申請書

・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(b) 市民税の納税証明書（市外業者の場合は、主たる営業所の市（区町村）のもの。2020 年(令和 2 年)7 月 1 日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。)

- ・提出部数は1部とする。
- (c) 国税の納税証明書(2020年(令和2年)7月1日以降に発行された、その3の3を必ず添付すること。写し可。)
- ・提出部数は1部とする。
- ※「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等の猶予制度の適用を受けており、「納税証明書(その3)」が提出できない場合は、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書(その1)」を提出すること。

※提出書類(b)(c)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

(d)会社概要等が記載されている資料 1部

②提出期限

令和2年7月28日(火) 午後5時まで

③提出先

前記3の担当課まで

④提出方法

直接持参または郵送(FAX不可)すること。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(12時～12時45分、土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記3担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記4のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、令和2年7月31日(金)に通知する。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

(ア) 企画提案書

別紙仕様書見積項目に基づき下記の提案を作成すること。

- ・平面図(展示配置計画やゾーニングがわかるもの)
- ・ブースイメージ図(パース等) 【各イメージ1枚以上、枚数は任意】
※各企業ブースや伝統産業PRコーナーを読み取ることができるようにすること。
- ・ブース内外サインや展示サインのイメージ図(一部でも可) 【枚数は任意】
- ・展示概要(具体的コンセプト、構成等)説明書
- ・社内のバックアップ体制、期間中のフォロー体制
- ・東京インターナショナル・ギフト・ショーでの実績(過年度分及び今年度分)
- ・その他業務計画の説明に必要な資料
- ※ 設計図書及び見積書については、プロポーザル番号を記入の上、表紙とすること。

(宛名やタイトルも記入とする。)

※ 図面類のパネル化は不可とする。

※ プロポーザル番号とは、プロポーザル参加資格確認結果通知の際にお知らせする審査用整理番号のこと。

(イ)見積書

・見積書は、提案、展示物制作、設計、工事費等できるだけ詳細な項目ごとに価格（税抜き）を記載し、また各企業ブース及び実演コーナーにそれぞれ価格が判断できるように明記すること。

さらに本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、最後にそれらの合計金額を明記すること

・積算の内訳が判別できるように、提案、設計、展示物制作、工事費等の項目ごとに別紙で明細書を作成すること。明細書はできるだけ詳細に記載すること。

・見積書の提案上限金額は金 2,500,000 円（消費税を含む）とし、上限金額を超える提案があった場合は失格とする。

※ 見積書記入に関しては、提案者の書式にて提出すること。

②提出期限

令和 2 年 8 月 7 日（金）午後 5 時まで

③提出先

前記 3 の担当課まで

④提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時～午後 5 時まで（12 時～12 時 45 分、土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記 3 担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※提出の際には、当センターから交付した関係書類を全て返却すること。

8. 提出書類関係

(1)様式等

①企画提案書

・ A4 版 横書き 片面刷 左綴じ

(図面類に関しては、A3 折込みは可能とします。)

ただし、吹き出しやコメントの挿入のための縦書きは可とする。

また、各資料における文字その他に関しては 12 ポイント以上とすること。

(ただし設計図書内寸法表記等に関してはこの限りではない。)

枚数に関しては各社によるが、見積り詳細がわかるようにすること。また見積り作成において大項目は工事項目別ではなく、スペースごとにて項目わけとすること。

・表紙には以下の事項を記入すること。

(宛 名) 公益財団法人堺市産業振興センター理事長

(タイトル) 「第 90 回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2020」展
示ブース装飾業務

(提出年月日)

- ・社名、代表者名、ロゴ、暗号など会社を特定するようなことは一切記入しないこと。
また、これらを記入した紙片などをはさまないこと。
- ※このような行為があった場合は失格とする。

②見積書

- ・ A4 版 横書き 片面刷 左綴じ

枚数に関しては各社によるが、見積り詳細がわかるようにすること。また見積り作成において大項目は工事項目別ではなく、スペースごとにて項目わけとすること。様式は貴社のものを使用すること。

- ・ 記載の宛名等は以下のとおり記入すること。

(宛 名) 公益財団法人堺市産業振興センター理事長

(タイトル) 「第 90 回東京インターナショナル・ギフト・ショー秋 2020」
展示ブース装飾業務

(見積年月日)

(2)提出部数

①提案書

- ・ 表紙に貴社の社名、代表者職氏名を記載のうえ、社印、代表者印を押印した正式なもの 1 部。
- ・ 貴社の社名、代表者職氏名が無記載で無押印の審査用のもの 7 部。

②見積書

- ・ 表紙に貴社の社名、代表者職氏名を記載のうえ、社印、代表者印を押印した正式なもの 1 部。
- ・ 貴社の社名、代表者職氏名が無記載で無押印の審査用のもの 7 部。

③電子データ

- ・ 提案書 (PDF 形式) と見積書 (PDF もしくはエクセル) を CD-ROM 1 枚にまとめたものを提出すること。

9. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記 3 の担当課担当者まで電話にて問い合わせるか、FAX もしくは電子メールにて問い合わせること。FAX 又は電子メールの場合は、送付後、速やかに担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は 7 月 28 日 (火) 午後 5 時までとし、それ以後は一切受け付けない。

10. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、当センターから交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

令和2年8月5日（水）午後5時まで

(2) 提出先

前記3の担当課まで

(3) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】 上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（12時～12時45分、土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】 上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記3担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が500万円未満の場合は除く）

(3) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合

(4) 提出期限までに書類が提出されない場合

(5) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

(6) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(7) 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 契約を履行することが困難と認められる場合

(9) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合

(10) 本事業について2案以上の企画提案をした場合

(11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

12. 企画提出書等の審査

(1)審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表のとおり（応募者に対して後日通知）

(2)審査方法

- ・提出書類は当センターに設置する「第 90 回東京国際ナショナル・ギフト・ショー 秋 2020」展示ブース装飾業務に係る受託者選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた 1 者を選定する。
- ・提出書類の内容について疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認めない。

(3)審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和 2 年 8 月 21 日（金）（予定）に通知する。

(4)優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者、1 者を選定し、優先交渉権者として決定する。

13. 契約の締結

(1)契約者の決定

- ①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。
- ② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと当センターが判断した場合及び契約不成立により当センターに著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2)契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額(消費税を含む)の範囲内とする。

(3)契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の 10/100 以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去 2 年間に、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体並びにその他の公的機関と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠

実に履行し、かつ契約を履行しないおそれがないと認めるとき。(なお、履行証明書は契約締結日までに用意すること。)

ウ 契約金額が、1,000,000 円以下で、かつ契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

徴収した契約保証金は、契約履行後に全額還付する。(利子は付さない。)

14. その他

- (1)提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には当センターの責任において文書保存期間満了後、全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2)提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3)成果物の作成にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (4)企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5)本業務にかかる制作物の著作権は、当センターに帰属する。製作にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは著作権法上に定められた手続きを行うこと。もし、これらの問題が生じても、当センターは一切の責任を負わない。
- (6)選定後に詳細な協議を行い、当センターが協議内容及び見積金額を承認した後に契約を行う。協議が不調に終わった場合は、プロポーザルの第2順位の者を改めて選定する場合がある。また協議が不調に終わった場合に生じた経費については、当センターでは一切負担しない。
- (7)審査対象者が1者の場合は、審査評価を行いその評価結果をもとに審査委員の合議により選定する。

※その他特記事項など

- ・工事における申請・工法等は、仕様書及び一般共通事項による。